

住宅等の耐震啓発活動報償金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地区団体等が地域の耐震化の普及を図るために、市と連携して実施する耐震啓発活動に対し交付する住宅等の耐震啓発活動報償金(以下「報償金」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震啓発活動

ア 地区団体等が、旧耐震基準で建築された住宅に住んでいる住民を中心に活動計画に基づき市民館等に招集し、建築課と連携して啓発する活動(以下「住民招集型啓発活動」という。)をいう。

イ 建築課が実施する耐震ローラー作戦等の啓発活動に協力する活動(以下「行政協力型啓発活動」という。)をいう。

(2) 活動計画 地区団体等により、住民招集型啓発活動を実施する期間及び内容等の計画を立て、建築課が確認したもの。

(3) 地区 刈谷市地区委員設置に関する規則(昭和39年規則第7号)第2条に規定する地域行政事務の地区をいう。

(4) 地区団体等 自主防災会や地区役員等が運営する自主的な組織で、地区を単位とする団体、及び市長が認める団体。

(交付対象団体)

第3条 報償金の交付を受けられることができる団体は、建築課と耐震啓発活動を連携して実施する地区団体等とする。

(交付対象事業)

第4条 交付の対象となる事業は、第2条(1)で定めた活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、交付対象事業としない。

(1) 市から本要領に定める報償金以外の財政的支援を受けている事業

(2) 営利活動と認められる事業

(3) その他市長が適当でないと認める事業
(報償金の額)

第5条 報償金の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ定める額とする。ただし、10万円を限度とする。

(1) 住民招集型啓発活動の場合

20,000円

(2) 行政協力型啓発活動の場合

1人1時間につき850円

(交付の申請)

第6条 報償金交付の申請は、地区団体等の長が行うものとし、当該耐震啓発活動を実施する前に住宅等の耐震啓発活動報償金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 住民招集型啓発活動の場合

ア 活動計画書

イ 耐震啓発活動場所の地図

ウ 地区住民を招集するための回覧等の写し

(2) 行政協力型啓発活動の場合

ア 予定参加者名簿

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、住宅等の耐震啓発活動報償金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 報償金の交付決定を受けた者は、活動計画の終了時または耐震ローラー作戦等の終了時に、住宅等の耐震啓発活動実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、遅延なく市長に提出しなければならない。

(1) 住民招集型啓発活動の場合

ア 耐震啓発活動の様子がわかる写真

(2) 行政協力型啓発活動の場合

ア 参加者名簿

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。